

岩手県告示第682号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成24年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 対象狩猟鳥獣の種類 キジ及びヤマドリ
- 2 区域 県内一円の区域。ただし、猟区を除く。
- 3 期間 平成24年11月15日から平成29年11月14日までの毎年1月16日から2月15日まで